

司法修習生に対する修習資金の給費制復活を求める総会決議

決議の趣旨

当会は、国及び法曹養成制度検討会議に対し、司法修習生に対する修習資金の給費制を2012（平成24）年度に遡って復活させることを求める。

決議の理由

- 1 本年11月27日から第66期司法修習が開始され、宮崎県においては20名の司法修習生が配属されている。
- 2 司法修習生は、司法試験合格後に最高裁判所に採用され、法曹資格を得るために法律実務を修習中の者であり、「高い見識と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない」とされている（司法修習生に関する規則4条）。

従前、司法修習生は、国家公務員に準じる地位を有し、国家公務員法の職務専念義務が類推適用され（国家公務員法101条1項）、国家公務員一種採用者と同等額の給与（本俸及び各種手当）が支給されていた（いわゆる「給費制」）。

- 3 しかし、第65期司法修習生からこの給費制が打ち切られ、生活費等の必要な資金（修習資金）を最高裁判所が貸し付ける制度（いわゆる「貸与制」）に変わった。これにより司法修習生には、本給はもとよりそれまでに支給されていた交通費や住宅手当等の各種手当、賞与が支給されなくなった。修習専念義務は改めて明文で規定され（裁判所法第67条2項）、司法修習生は貸与制のもとでも引き続きアルバイトその他の経済活動を禁じられている（司法修習生に関する規則第2条）。

司法修習生は、「生きた事件」を素材に研修を受けるべく、司法研修所長が指定した全国各地の実務修習地に配属されるが、その際の引越し費用、赴任旅費、通勤交通費、その他一切の費用を自己負担しなければならなくなり、収入を得る道がない中、多くの者が貸与金を含め借入れを重ねてこれら修習資金をまかなうほかない状況である。

- 4 当会では、宮崎修習の第65期司法修習生に対してアンケートを行った（回答率95%）。これによれば、20名中13名が法科大学院修了までにすでに多額の奨学金等の返還債務を負っており（最高額600万円、平均246万円）、さらに貸与金の貸与を受け、弁護士人口激増による厳しい就職難の中でこれら奨学金や貸与された貸与金を

返済できるのか非常に大きな不安を抱えているとの切実な声が多く寄せられた。その他、就職活動のための交通費を捻出できない、そのために履歴書を送ることも躊躇してしまう、クレジットカードを作ることができない、アパートが借りにくいといった不利益が実際に生じており、司法修習生に大きな経済的、精神的負担を負わせている実態が明らかとなった。日本弁護士連合会が本年6月に実施した同種アンケートにおいても、司法試験に合格していながら、貸与制や弁護士の就職難・経済的困窮等の経済的不安を理由に司法修習を辞退することを検討した者が3割近くもいる実態が明らかになっている。

- 5 ここ数年、法曹志願者が激減しているが、その背景の一つに、法曹となるために要する経済的負担の重さがあることは疑いようがない。給費制から貸与制への移行は、経済的負担の重さに拍車をかけている。こうした事態は、「多様な人材を法曹界に」という司法改革の理念にすら逆行するものである。

司法制度は、立法・行政という多数決支配では保護されない人権を擁護し、或いは多数決支配では実現され難い社会正義を実現するという人権救済の「最後の砦」を形成している。これが人権の主体である国民からの司法に対する負託でもある。そしてわが国の司法制度を支えるのは法曹であるところ、司法修習制度は、国家の人的インフラ整備としてきわめて重要で必要不可欠な制度である。司法を担う法曹を養成するためには、そもそも司法修習生が経済的に窮することなく司法修習に専念できるよう取り計らうことが肝要であり、それを従来から制度的に担保してきたのが給費制にほかならない。司法制度における人的インフラ整備を国費で賄うことは、もとより国の責務である。

そもそも司法修習生の給費制は日本が未だ戦後の復興途上にあり財政事情の厳しい状況下にあっても国がその責務を果たすべく創設されたものである。にもかかわらず、経済大国となっている現在国がこれを放棄することは許されない。

また、司法修習生を全国各地に配属して1年間の修習専念義務を課しながら、その費用を全く支給せず無収入を強いることは、憲法上も重大な問題をはらんでいると言わざるを得ない。

- 6 本年7月27日「裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律の一部を改正する法律」が可決され、修習資金の貸与制について、「司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置づけを踏まえつつ、検討が行われるべき」と明記された（同法第1条）。この改正に際しての国会質疑では、将来の給費制復活も排除されていない旨の答弁がなされている。

同年8月21日の閣議決定により法曹養成制度検討会議が設置され、検討会議は、すでに、12回中4回が開かれたが、方向性は未だ示されていない。

7 当会は、2010（平成22）年11月8日に司法修習費用の給費制継続を求める総会決議を行い、本年3月26日もその復活を求める会長声明を発表したところであるが、法曹養成制度検討会議において給費制の復活に向けた十分な議論がなされることを期待し、改めてここに、給費制復活を強く求めるものである。

上記のとおり決議する。

2012（平成24）年12月18日

宮崎県弁護士会